PURSUANT TO EXECUTIVE ORDER 13526, SEC. 3.5(b) AND 3.5(c) OR (2) NNDB # 775012

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2143

(2) Folder title/number: (6)
Village and Town Association - All Japan

(3) Date: Sept. 1949 - Nov. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
360	c, e

(5) Item description and comment:

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

THE HISTORY OF NATIONAL ASSOCIATION OF TOWNS AND VILLAGES

In May 1920, when the first convention ever to be held of mayors of towns and villages all over the country was convened in Tokyo, an unanimous decision was taken by The Convention to establish liaison offices of the mayors in their respective Guns (country) and prefectures and the national one in Tokyo with objectives to contribute to the promotion and development of local autonomy. An inaugural meeting of the First National Association was not taken place untill February 11th, 1921 when by the unanimous voting it passed the prospectus, Regulations, election of directors and other necessary prodeedings. It was then called National Association of Mayors of Towns and Villages, however, with the establishment of new Laws concerning Local Autonomy in August 1947 the name was changed to National Association of Towns and Villages.

PLEASE SEE THE BACK PAGE SEC. 3(2) AND 3(3) OR (2) AND 3(3)

REPORT ON THE ACTIVITIES OF NATIONAL ASSOCIATION OF TOWNS AND VILLAGES

(September 1948 ..... August 1951)

To explain in one word the defect of our local autonomy, especially town and village autonomy, it has been and still is our inability to carry out positive policies of local autonomy in towns and villages on account of the difficiency of financial resources for the administrative affairs most of which however, are mandated by the state. Therefor, it is no exaggeration to say that town and village endeavours to this day have mostly been to find the way out of this financial difficulties.

However, with the establishment of new Constitution the basic principle of democracy has been clearly specified to the people of Japan and with it numerous democratic institutions have been set up in the fields of education, security, industry and others. Towns and villages, since then, have been trying our best to prepare themselves to meet a new situation but all these reforms have brought difficulties to our finance still further.

The arrival of Shoup mission to Japan with the recommendation to strengthen town and village financial resources, and direction and methods of rational limitation of administrative

affairs

affairs has been the greatest fortune ever to fall to local levels espacially for town nad village levels. Since then, our association has been carrying on very active campaignsin accord with the recommendation for its realization, namely, to secure financial resources through the revision of local tax law, to strengthen local autonomy through the promotion of small industry and of culture. For the realization of these we have resorted to the following means;

Research .....basic and field,
deliberation.....Policy Investigation Committee.
Board of director's meeting,
Council meeting,
National convention.
Friendly discussion with the cabinet.Special committee for counter-plan.
Autonomous Review (Official magazin).
Autonomous special report.

The followings are the main problems for which our association actively engaged and still countnuing;

1) For the revision of Local Tax Law

2) For an increase and rationalization of Local Allocation Tax and Equilibration Fund.

3) For an increase of frame of Local Bond and rationalization of same.

4) For the problem of redistribution of administrative affairs.

5) For the problems of adjustment and unification of government's administrative bureaus, and adjustment of government agencies in the province.

6) Problems concerning improvement of mountains, rivers, recovery works from disaster, land development and land reform.

7) Problem concerning a complete realization of 6-3 educational system.

8) General problems concerning autonomous police.

9) Problems concerning total delivery and increase production of foodstuffs. Development of farming and fishery villages.

10) Problem to strengthening of national health insurence.

11) Problem concerning speedy repatriation of Japanese national from overseas.

12) Partial revision of Laws concerning Local Autonomy.

13) Problems concerning increase of pension for town and village public office employees, stipulation of condolence money and retirment allowance, strengthening of health insurence union.

etc, etc.

REGULATIONS
OF
NATIONAL ASSOCIATION OF TOWNS AND VILLAGES

Established.....Feb, 11th, 1921.
Reorganized.....Aug, 4th, 1947.
Regulation revised....Jan, 30th, 1948.
" " ....Mar, 8th, 1948.
" " ....Aug, 20th, 1949.
" " ....Jan, 31st, 1950.
" " ....July 10th, 1951.

Art 1. This association shall be called National Association of Towns and Villages (Zenkoku Choson Kai) and shall consists of prefectural associations of towns and villages and other similar bodies (hereinafter referred to as prefectural association of towns and villages).

Art 11. The office of this association shall be located at No, 35 Nishikubo Tomoe-Cho, Shiba, Minato-Ku, Tokyo.

Art 111. The objectives of this association are to improve the Connection and collaboration between prefectural associations of towns and villages of the country and to contribute to the smooth administration of local public affairs and to the encouragement and development of the local self-government.

Art 1V. This association shall carry out the following items with a view to attaining the above mentioned objectives;-

(1) Convening conferences of various kinds necessary

for

for the liaison with prefectural associations of towns and villages.

(2) Making researches and investigations and giving advises relating to the encouragement and development of local autonomy.

(3) Publishing and distributing the organ magazines and other documents relating to the local autonomy.

(4) Securing and giving assistance in getting materials of various kinds necessary for the affairs of towns and villages.

(5) Instituting a special contract relating to the security against loss incurred upon properties owned by towns and villages.

(6) Instituting necessary establishments for the culture and welfare of employees of towns and villages.

(7) Other matters necessary for attaining its objectives.

Art V. This association shall have the general assembly, the board of directors and the board of managing directors. The general assembly shall have the ordinary and extraordinary ones. The former shall be convened once a year in January, the latter and the board of directors as well as the board of managing directors meetings shall be convened at the time

when

when the president deems them necessary.

Art Vl. The president shall convene the general assembly, the board of directors and managing directors meetings. The president shall convene an assembly in case the members of more than one fourth of the quorum presenting subjects for discussion request to convene an extraordinary general assembly or the directors meetings.

Art Vll. The qourum of representatives of each assembly of prefectural association of towns and villages to be present at the general assembly shall be three, one of them shall be the person holding the post of president of said association.

Art Vlll. The chairmanship in the general assembly, the board of directors as well as the managing directors meetings shall be conducted by the president. In case the president be unable to conduct his duty, the vice-president shall assume the chairmanship and if both president and vice-president be unable to discharge their duties a provisional chairman shall be elected from among members present at the meeting and let him conduct the duty of the chairman.

Art lX. The general assembly, boards of directors and managing directors meetings shall not meet and vote

unless

DECLASSIFIED E.O. 14092 SEC. 3(E) AND 3(D) OR (E) NNDB # 775 072

unless more than half the constituents be present.
The proceeding of the above meetings shall be decided upon by a majority of the members present.
In case of a tie, the chairman shall have the casting vote. Each prefecture, however, shall have only one vote in case of a decision needed in the general assembly. In the above case the chairman shall not exercise the right of voting as one of the constituents.

Art X. This association shall have one president, four vice-presidents forty eight directors, eleven managing directors and five auditors. The president and vice-president shall be elected at the general assembly from among the presidents of the prefectural association of towns and villages. The voting in this case shall be that each prefecture shall have one vote only. The post of director shall be filled by president of each prefectural association of towns and villages. Hokkaido, however, will be represented by three persons, one being president of Hokkaido association of towns and villages and the others the occupants of post of mayor of town or village in Hokkaido.
The managing director shall be appointed by the mutual election of director in each rejion shown

in

in the attachment, two each from Kanto and Kyushu rejions and one each from other rejions.
The auditor shall be mutually elected from among directors.

Art Xl. The president shall preside over the general affairs of the association and represent the same.
The vice-president shall assist the president and act for him in case the president be unable to discharge his duty. The directors shall deliberate in the directors meeting upon the proposals to be submitted to the general meeting, also reply to the president as to inquiries upon important matters. In addition to inquiries by the president, the managing directors shall partake in the affairs of the association. The auditors shall supervise the accounts and can express opinion at director's, managing director's as well as the auditor's meetings.

Art Xll. The terms of president, vice-presidents, managing directors and auditors shall be two years.
The above terms shall be counted from the date of election. In case the election takes place prior to the termination of the predecessor's term, the above term shall be counted from the following

date of the termination date of the predecessor. In case the election takes place after the termination of the predecessor's term, the predecessor shall remain in part until the accession of the successor.

The term of office of the person appointed by the supplementary election, the president, vice president or managing director as well as auditor shall stay in part not exceeding the term of the predecessor.

Art XIII. All officials shall serve gratutously. In case of need the actual expenses may be rewarded.

Art XIV. This association shall have one chief of secretariat, secretaries and clerks, to be appointed or dismissed by the president.

The chief of secretariat shall manage the affairs of the office in compliance with the direction of the president.

The secretaries shall administer their businesses in compliance with the direction of the chief of secretariat.

The clerks shall be engaged in the general affairs under the direction of their superiors.

Art XV. This association shall have the committee for the purpose to investigate political affairs.

The matters concerning the construction and management of the above committee shall be decided by the president after the conclusion of the director's meeting.

Art XVl. This association may have permanent or temporary technical expert. The appointment shall be made by the president from among the learned and experienced, duties being investigation of necessary matters entrusted by the president.

Art XVll. This association may have the adviser, consultant and councillor (sanyo). The adviser and consultant are entrusted by the recommendation of the president through the conclusion of the general assembly. The councillor shall be entrusted by the recommendation of the president through the conclusion of the director's meeting.

Art XVlll. The expenditure of the association shall be paid with association fees, subsidies, donations and etc. The prefectural association shall pay the associationfee, the amount and the way of allotment shall be decided by the yearly budget.

Art XlX. The president shall draft the yearly budget which shall be reported prior to the fiscal year to the general assembly by him through the decision of

the

the director's meeting.

The fiscal year of this association shall be dependant upon that of the government.

Art XX. The settlement of the account shall be reported to the general assembly by the president with the approval of the director's meeting.

Art XXl. The regulation of the association shall not be altered without the decision of the general assembly which, however, can entrust the above alterration to the director's meeting.

Art XXll. Necessary matters concerning the enforcement of the regulations shall be decided separately after obtaining the decision of the director's meeting.

Supplementary regulations.

These regulations shall be enforced from the fourth of August, 1947. At the time of enforcement all rights and obligations possessed of by National Association of Mayors of Towns and Villages are to be transfered to National Association of Towns and Villages as they are.

Those who are holding, at the time of enforcement of regulations, the posts of president, vice-president director, chief of secretariat, secreatary, clerk and etc. of National Association of Mayors

of

of Towns and Villages shall be regarded as those who are elected or appointed in accordance with these regulations to the posts of president, vice-president, director, chief of secretariat, secretary, clerk and etc. of the National Association of Towns and Villages.

The positions which have term of office shall be counted from the date of election or accession. stipulated in the regulations of the foregoing National Association of Mayors of Towns and Villages.

Attachment.

REJIONS

District	Prefectures included
Kanto	Tokyo, Kanagawa, Yamanashi, Saitama, Gunma, Tochigi, Ibaragi.
Tohoku	Aomori, Iwate, Miyagi, Akita, Yamagata, Fukushima.
Hokushin	Niigata, Nagano, Fukui, Toyama, Ishikawa.
Tokai	Miye, Aichi, Shizuoka, Gifu.
Kinki	Kyoto, Osaka, Nara, Shiga, Hyogo, Wakayama.
Chugoku	Tottori, Shimane, Okayama, Hiroshima, Yamaguchi.
Shikoku	Kagawa, Tokushima, Ehime, Kochi.
Kyushu	Fukuoka, Saga, Nagasaki, Oita, Kumamoto, Miyazaki, Kagoshima.
Hokkaido	Hokkaido.

BUDGET FOR THE YEAR 1951

REVENUE

Item	Budget, 1951	Budget, 1950	Increase or decrease
1. Fees	22.286.000	18.292.000	+ 3.994.000
2. Subsidy	1.000.000	3.000.000	- 2.000.000
3. Revenue			
a) Publication	300.000	200.000	+ 100.000
b) Transaction fee (Ass's budge)	800.000	1.000.000	- 200.000
4. Grant	2.000.000	2.000.000	-----
5. Balance grought over	1.000	1.000	-----
6. Miscellerous revenue			
a) Deposit interest	5.000	5.000	-----
b) Misce's revenue	1.000	1.000	-----
c) Past year revenue	1.000	1.000	-----
7. Contribution	1.000	1.000	-----
Total	26.395.000	24.501.000	+ 1.894.000

EXPENDITURE

Item	Budget, 1951	Budget, 1950	Increase or decrease
1. Conference expenses	4.580.000	4.002.000	+ 578.000
a) General meeting	170.000	170.000	-----
b) Convention	500.000	500.000	-----
c) Directors meeting	3.070.000	2.516.000	+ 554.000
d) Auditors meeting	160.000	136.000	+ 24.000
e) Prefectural presidents & chief secretaries meetings	680.000	680.000	-----
2. Office expenditure	10,499.000	9.675.000	+ 824.000
a) Office expenses	4,770,000	4,782.000	- 12.000
b) Salaries & Allowances	4.506.000	3.688.000	+ 818.000
c) Welfare & other payments	1,223.000	1.205.000	+ 18.000

Item	Budget, 1951	Budget, 1950	Increase or decrease
3. Work expenditure	8.816.000	10.324.000	- 1.508.000
a) Research expenses	2.620.000	2.130.000	+ 490.000
b) Publicity "	450.000	960.000	- 510.000
c) Campaign "	1.850.000	3.900.000	- 2.050.000
d) Publishing "	3.406.000	2.784.000	+ 622.000
e) Commendation "	490.000	550.000	- 60.000
4. Reserve	2.500.000	500.000	+ 2.000.000
Total	26.395.000	24.501.000	+ 1.894.000

National Association of Towns and Villages

The date of general convention

January	30th, 1948	Annual convention
May	13th, 1948	Mass meeting of town and village mayors of the country
March	8th, 1949	Annual convention
June	23rd, 1949	Mass meeting of town and village mayors of the country
August	20th, 1949	Extraordinary convention
January	31st, 1950	Annual convention
May	1st, 1950	Extraordinary convention
July	11th, 1950	Mass meeting of town and village mayors of the country
January	31st, 1951	Annual convention
July	10th, 1951	Extraordinary convention

THE LIST OF EXECUTIVES OF NATIONAL ASSOCIATION OF TOWNS AND VILLAGES

July 30th, 1951

President.....	Gisaburo, SHIRATORI *	Mayor of Tsudanuma-Mati, Chiba Pref.
Vice-President.....	Chobei, MATSUMOTO	Mayor of Kaminoyama-Mati, Yamagata Pref.
" "	Tatsuo, ARAKAWA	Mayor of Miiri-Mura, Hiroshima-Pref.
" "	Shigeru, YOSHIDA	Mayor of Katsuragawa-Mati, Fukuoka Pref.
Director.....	Masaji, MATSUZAKI	Mayor of Misaki-Mati, Kanagawa-Pref.
"	Jin, SEKII	Mayor of Ishige-Mati, Ibaragi-Pref.
"	Tatsujiro, HIRO	Mayor of Numaki-Mura, Miye-Pref.
"	Eiichiro, FUKUSHI	Mayor of Kuroishi-Mati, Aomori-Pref.
"	Takeo, FUKADA	Mayor of Mashita-Mati, Osaka-Fu.
"	Kazuo, KOIDE *	Mayor of Nakatsu-Mura, Sagano-Pref.
"	Tsuneo, MORIMOTO	Mayor of Naruto-Mura, Yamaguchi-Pref.
"	Ihei, ASAGIRI *	Mayor of Yokose-Mati, Tokushima-Pref.
"	Rihachi, OHYAMA	Mayor of Kawakami-Mura, Saga-Pref.
"	Unzo, YOSHIMURA	Mayor of Onabeda-Mura, Kumamoto-Pref.
"	Toshitada, YAMADA *	Mayor of Kurisawa-Mati, Hokkaido.
Auditor	Kakutaro, IMAI	Mayor of Shimoro-Mati, Gifu-Pref.
"	Koemon, TANABE	Mayor of Maebara-Mati, Shiga-Pref.
"	Saichi, MURA	Mayor of Tsubata-Mati, Ishikawa-Pref.
"	Morinori, SETTU	Mayor of Uwa-Mati, Ehime-Pref.
"	Kyuhei, KOTO	Mayor of Tomino-Mati, Hokkaido.

Remarks

* ..... Re-elected
Election held on July 10th, 1951.
Term ..... Two years.

REGULATIONS
OF
NATIONAL ASSOCIATION OF TOWNS AND VILLAGES

Established.....Feb, 11th, 1921.
Reorganized.....Aug, 4th, 1947.
Regulation revised....Jan, 30th, 1948.
" " ....Mar, 8th, 1948.
" " ....Aug, 20th, 1949.
" " ....Jan, 31st, 1950.

Art 1. This association shall be called National Association of Towns and Villages(Zenkoku Choson Kai) and shall be consist of prefectural associations of towns and villages and other similar bodies (hereinafter referred to as prefectural association of towns and villages).

Art 11. The office of this association shall be located at No, 35 Nishikubo Tomoe-Cho, Shiba, Minato-Ku, Tokyo.

Art 111. The objects of this association are to improve the Connection and collaboration between prefectural associations of towns and villages of the country and to contribute to the smooth administration of local public affairs and to the encouragement and development of the local self-government.

Art 1V. This associatiob shall carry out the following items with a view to attaining the above mentioned objects;-

(1) Convening conferences of various kinds necessary for the liaison with prefectural associations of towns and villages.
(2) Making researches and investigations and giving advises relating to the encouragement of and development of local autonomy.
(3) Publishing and distributing the organ magazines and other documents relating to the local autonomy.
(4) Securing and giving assistance in getting materials of various kinds necessary for the affairs of towns and village
(5) Instituting a special contract relating to the security against loss incurred upon properties owned by towns and villages.
(6) Instituting necessary establishments for the culture and welfare of employees of towns and villages.
(7) Other matters necessary for attaining the objects.

Art V. This association shall have the general assembly, the board of directors and the board of managing directors.
The general assembly shall have the ordinary and extra-ordinary ones. The former shall be convened once a year in January, the latter and the board of directors as well as the board of managing directors meetings shall be convened at the time when the president deems them necessary.

Art Vl. The president shall convene the general assembly, the board of directors and managing directors meetings.
The president shall convene an assembly in case the members

of more than one fourth of the quorum presenting subjects for discussion request to convene an extraordinary general assembly or the directors meetings.

Art Vll. The qourum of representatives of each assembly of prefectural association of towns and villages to be present at the general assembly shall be three, one of them shall be the person holding the post of president of the said association.

Art Vlll. The chairmanship in the general assembly, the board of directors as well as the managing directors meetings shall be conducted by the president. In case the president be unable to conduct his duty, the vice-president shall assume the chairmanship and if both president and vice-president be unable to discharge their duties a provisional chairman shall be elected from among members present at the meeting and let him conduct the duty of the chairman.

Art lX. The general assembly, boards of directors and managing directors meetings shall not meet and vote unless more than half the constituents be present. The proceeding of the above meetings shall be decided upon by a majority of the members present. In case of a tie, the chairman shall have the casting vote. Each prefecture, however, shall have only one vote in case of a decision needed in the general assembly.
In the above case the chairman shall not exercise the right of voting as one of the constituents.

Art X. This association shall have one president, three vice-presidents forty seven directors, eleven managing directors and three auditors. The president and vice-president shall be elected at the general assembly from among the presidents of the prefectural association of towns and villages. The voting in this case shall be that each prefecture shall have one vote only. The post of director shall be filled up by president of each prefectural association of towns and villages. Hokkaido, however, will be represented by two person, one being president of Hokkaido association of towns and villages and the other the occupant of post of mayor of town or village in Hokkaido.
The managing director shall be appointed by the mutual election of director in each rejion shown in the attachment, two each from Kanto and Kyushu rejions and one each from other rejions.
The auditor shall be mutually elected from among directors.

Art Xl. The president shall preside over the general affairs of the association and represent the same.
The vice-president shall assist the president and act for him in case the president be unable to discharge his duty.
The directors shall deliberate in the directors meeting upon the proposals to be submitted to the general meeting, also reply to the president as to inquiries upon important matters.
In addition to inquiries by the president, the managing directors shall partake in the affairs of the association.
The auditors shall supervise the accounts and can express opinion at director's, managing director's as well as the auditor's meetings.

Art X11. The terms of president, vice-presidents, managing directors and auditors shall be two years.
The above terms shall be counted from the date of elction. In case the election takes place prior to the termination of the predecessor's term, the above term shall be counted from the following date of the termination date of the predecessor.
In case the election takes place after the termination of the predecessor's term, the predecessor shall remain in part until the accussion of the successor.
The term of office of the person appointed by the supplementary election, the president, vice president or managing director as well as auditor shall stay in part not exceeding the term of the predecessor.

Art X111. All officials shall serve gratuitously. In case of need the actual expenses may be rewarded.

Art X1V. This association shall have one chief of secretariat, secretaries and clerks, to be appointed ar dismissed by the president.
The chief of secretariat shall manage the affairs of the office in compliance with the direction of the president.
The secretaries shall administer their businesses in compliance with the direction of the chief of secretariat.
The clerks shall be engaged in the general affairs under the direction of their superiors.

Art XV. This association shall have the committee for the purpose to investigate political affairs.
The matters concerning the construction and management of the above committee shall be decided by the president after the conclusion of the director's meeting.

Art XV1. This association may have permanent or temporary technical expert. The appointment shall be made by the president from among the learned and experienced duties being investigation of necessary matters entrusted by the president.

Art XVLL. This association may have the adviser, consultant and councillor(sanyo). The adviser and consultant are entrusted by the recommendation of the president through the conclusion of the general assembly.
The councillor shall be entrusted by the recommendation of the president through the conclusion of the director's meeting.

Art XV111. The expenditure of the association shall be paid with association fees, subsidies, donations and etc.
The prefectural association shall pay the association-fee, the amount and the way of allotment shall be decided by the yearly budget.

t XIX. The president shall draft the yearly budget which shall be reported prior to the fiscal year to the general assembly by him through the decision of the director's meeting.
The fiscal year of this association shall be dependant upon that of the government.

Art XX. The settlement of the account shall be reported to the general assembly by the president with the approval of the direcvor's meeting.

Art XXI. The regulation of the association shall not be altered without the decision of the general assembly which, however, can entrust the above alterration to the directoe's meeting.

Art XXII. Necessary matters concerning the enforcement of the regulations shall be decided separately after obtaining the decision of the director's meeting.

Supplementary regulations.
These regulations shall be enforced from the fourth of August, 1947. At the time of enforcement all rights and obligations possessed of by National Association of Mayors of Towns and Villages are to be transfered to National Association of Towns and Villages as they are.
Those who are holding, at the time of enforcement of regulations, the posts of president, vice-president director, chief of secretariat, secreatary, clerk and etc. of National Association of Mayors of Towns and Villages shall be regarded as those who are elected or appointed in accordance with these regulations to the posts of president, vice-president, director, chief of secretariat, secretary, clerk and etc. of the National Association of Towns and Villages.
The positions which have term of office shall be counted from the date of election or accession stipulated in the regulations of the foregoing National Association of Mayors of Towns and Villages.

Attachment. 8 5 8

REJIONS

District	Prefectures included
Kanto	Tokyo, Kanagawa, Yamanashi, Saitama, Gunma, Tochigi, Ibaragi.
Tohoku	Aomori, Iwate, Miyagi, Akita, Yamagata, Fukushima.
Hokushin	Niigata, Nagano, Fukui, Toyama, Ishikawa.
Tokai	Miye, Aichi, Shizuoka, Gifu.
Kinki	Kyoto, Osaka, Nara, Shiga, Hyogo, Wakayama.
Chugoku	Tottori, Shimane, Okayama, Hiroshima, Yamaguchi.
Shikoku	Kagawa, Tokushima, Ehime, Kochi.
Kyushu	Fukuoka, Saga, Nagasaki, Oita, Kumamoto, Miyazaki, Kagoshima.
Hokkaido	Hokkaido.

EXECUTIVE OFFICIALS OF NATINAL ASSOCIATION OF
TOWNS AND VILLAGES.

May 20th 1950

President.....Gisaburo, Shiratori.
(President of Chiba prefectural
Association of Towns & Villages)

Vice-President.....Sentaro, Saito.
President of Fukuoka Prefectural
Association of T & V)

" Jiichi, Ozaki.
(President of Kochi Prefectural
Association of T & V)

" Kichijiro, Sakai.
(President of Hyogo Prefectural
Association of T & V)

Managing Director.....Shigebumi, Miyata.
(President of Ibaragi P.A.T & V)
" Noboru, Fukayama.
(President of Yananashi P.A.T&V)
" Seiichi, Karino.
President of Shizuoka P.A.T&V)
" Bunzo, Sakuraba.
(President of Akita P.A.T & V)
" Kazuo, Koide.
(President of Nagano P.A.T & V)
" Shoichiro, Ohya.
(President of Shimane P.A.T & V)
" Hironaka, Kondo.
President of Ehime P.A.T & V)
" Tsuneichi, Morita.
President of Nagasaki P.A.T & V)
" Kenzaburo, Inouye.
(President of Kumamoto P.A.T & V)
" Toshitada, Yamada.
(President of Hokkaido A.T & V)

Auditor.....Yoshiichi, Takii.
(President of Nara P.A.T & V)
" Hiroshige, Tomita.
(President of Miyagi P.A.T & V)
Jun, Takiguchi.
(President of Yamaguchi P.A.T & V)

Revision of laws concerning local autonomy and its reaction in Towns & Villages.
Sept, 1948 ---Sept 1950

地方自治関係法令の改正とこれに伴う反響

（昭和二十三年九月より同二十五年九月に至る）

全國町村会

NO. 2. Re. Local Autonomy Law

(A) (Elections)

(1) Reaction Summerized.

第一、法令改正全般に通ずる綜合的反響

一、諸制度の切替へ及び新法令にもとづく事務があまりにも多忙で、町村吏員が、充分にこれを研究する余地がない。（昭和二五年九月）

二、各種法律にもとづく委員会等名義の機関が多きに失するため、却って地方行政事務の能率化を阻害し、地方財政の窮乏化をもたらしている。

第二、地方自治法（昭和二二、四、一七）に関するもの

一、選挙に関する事項

（備考）地方選挙の繰上実施絶対反対意見の申入れ（昭和二五、九、九本会より関係当局へ要望）

四月任期満了する地方公共団体の首長並びに議会議員の総選挙に関しては、その時機が予算編成期に相当する等の理由を以て一、二月の交に繰上実施するやの論議が行はれ一部民心を動揺せしめているが万一かゝる措置がなされるとすれば、第一公、職者の任期の権利を侵害するは勿論、新公職者の一定期間空位を生じ、また極寒期に於ける積雪地帯の投票を困難ならしめる等支障があるため、こゝに本会は地方町村の実情と要望により繰上実施絶対反対申入れをするものである。

(B) Re, Recall System.

二、直接請求に関する事項

解職及び解散の請求の濫用を防止する法的措置を講ずること（昭和二四、六、一五本会より関係当局へ要望）

（理由）合衆国においては、過去三十五年間におけるリコールの件数は、僅か二十五件にすぎぬといわれている。（二四、六、二三、全国町村長大会における ノーラン氏の講演）このことはリコール制が民主主義国家に於ける傳家の宝刀として、その運用については極度の慎重が期されていることを意味している。これに反し、わが国においては、昭和二十一年九月、始めてリコール制が採用されて以来本年六月に至る三年足らずの間に、市町村長に対するリコール五五件、市町村会議員に対するもの一六件、市町村議会に対する解散請求五四件という驚ろくべき多数に上っている。

これは明らかにリコール制の濫用であって、このことは、「リコールを持出すのは、どちらかというと本当に日本の国民の福祉のために盡さないというような人々がこれを持出す傾向が多分に見受けられる」（昭和二四、五、一九、全国都道府県議会議長会における ボーター氏の講演）という事実が指摘されているのに徴しても首肯される所である。かかる事態を放置するときは地方公共団体の執行及び議決機関の地位は、著しく不安定なもの

(B) Re, Recall system.

二、直接請求に関する事項

(一) 解職及び解散の請求の濫用を防止する法的措置を講ずること（昭和二四、七、一五本会より関係当局へ要望）

（理由）合衆国においては、過去三十五年間におけるリコールの件数は、僅か二十五件にすぎぬといわれている。（二四、六、二三、全国町村長大会におけるノーラン氏の講演）このことはリコール制が民主主義国家に於ける傳家の宝刀として、その運用については極度の慎重が期されていることを意味している。これに反し、わが国においては、昭和二十一年九月、始めてリコール制が採用されて以来本年六月に至る三年足らずの間に、市町村長に対するリコール五五件、市町村会議員に対するもの一六件、市町村議会に対する解散請求五四件という驚ろくべき多数に上っている。

これは明らかにリコール制の濫用であって、このことは、「リコールを持出すのは、どちらかというと本当に日本の国民の福祉のために盡さないというような人々がこれを持出す傾向が多分に見受けられる」（昭和二四、五、一九、全国都道府県議会議長会におけるポーター氏の講演）という事実が指摘されているのに徴しても首肯される所である。かかる事態を放置するときは地方公共団体の執行及び議決機関の地位は、著しく不安定なものと

(D) Request for setting up of Liaison Dept in the Government to facilitate close contact between Cabinet + local bodies.

(E) Petition for revision of Law 141, Paragph 2. To enable heads of Town and Village to occupy concurrently the membership of prefecturral assembly.

となり、延いては、地方自治を破壊堕落する結果となるであらう。よって、従前の経験と我国民主政治の現段階にかんがみ、地方自治法における直接請求の制度に再検討を加え、すみやかに、これが濫用を防止する法的措置を講ぜらるゝことを要望する。

四、内閣と地方公共団体との総合連絡機関に関する事項

町村長と都道府県議会議員との兼職ができるやうに地方自治法第一四一條第二項を改正すること（昭和二四、七、一五、本会より関係当局へ要望）

（理由）地方自治法第一四一條第二項によれば、普通地方公共団体の長は地方公共団体の議会の議員との兼職を禁止されている。これは、執行機関と議決機関との間の均衡と抑制の原理に立脚してとられた措置と察せられるが、この目的のためには、同一の都道府県乃至市町村内における長と議員との兼職を禁止すれば足り、町村長と都道府県会議員との兼職までも禁止する必要はない。むしろ、町村長の場合は、都道府県会議員を兼ねることによって、町村の実情を最も適切に都道府県の政治の上に反映し得るのである。よって、地方自治振興発展の観点から、町村長と都道府県会議員との兼職ができるよう、現行地方自治法第一四一條第二項の改正を要望すること（昭和二三、一〇、九、政府と町村長と

(E) Diffusion of law concerning L.A. among people.

の懇談会における町村長の要望）

一、等 五、地方自治法の普及を図り、住民の地方自治への関心と協力を促進すること（昭和二五、九、）

三、地方税法に関するもの

二、旧地方税法（昭和二三、七、七、）

「地方税改革に関する要望書」の決定とその提出（昭和二四、八、二〇全国町村会臨時総会）

主たる内容 a、地方配付税の拡充と安定化を図ること。

（昭和二十三年度は、所得税及び法人税の三三・一四%を配付税としたが、昭和二四年度には、政府は、右繰入率を突如として一六・五四%に半減した。よって本会は、右法定繰入率を、少なくともとの如く三三・一四%に復するとともに、地方団体の意見を無視して、政府が一方的に繰入率に改訂を加えぬように、その安定化を要望した。）

b、酒消費税の賦課率を酒の価格の二・五%より二〇%に引上げ、また価格の二〇%程度の煙草消費税を地方独立税として新たに設けること等。

二、新地方税法（昭和二五、七、三一）

(1) 町村民税に関する事項

(a) 俸給生活者が、その他の所得者、特に闇所得者に比して負担が過重となり、税負担の公平

NOY Re Local allocation TAX (B/ NEW TAX Law. (31. July. 1950)
(7.7.1948) Re 1. Inhabitant- TAX
2. immoval property TAX.

の原則に反するを以て、改正を要望する（昭和二五、九、三〇）

(b) 村内在住傷病生活者の連署による所得割の減免に関する嘆願書を受理中（昭和二五年九月以降）

(c) 前年度の所得に基礎をおくため、現年度の所得との間に均衡がとれず不公平な結果を来す故、改正を要望する（昭和二五年九月）

(d) 町村民税は、個人企営の事業に重く、法人企営の事業に軽いため、続々、事業企営の法人化をみる傾向がある。（昭和二五年八月以降）

(2) 固定資産税に関する事項

新に高税率の固定資産税が設定されたが、その税率が高きにすぎるため、税負担を誇張して、地代家賃統制令に基く統制額の二倍、三倍の地代、家賃を請求する者が現はれた。（昭和二五年八月以降兵庫県出石郡町村会）

第四、地方配付税法（昭和二三、七、七）に関するもの

一、地方配付税制度を堅持し、地方税制度の根本的改革による地方財政の確立を期する（昭和二四、六、二三、全国町村長大会決議）（詳細は、第三ノ一ノ2を参照のこと。）

二、地方配付税制度の拡充を主眼とする地方税制度の確立を期する（昭和二四、八、二〇、全国町

Law. (7. Jul. 1948)

NO 5 Equilibration grund Law.
Information in back Page.

第五、地方財政平衡交付金法に関する事項（詳細は第三ノ一を参照のこと）

一、平衡交付金の算定基礎が、甚だしく地方町村の実情に適合してをらないので、その改正を要望する。（昭和二五年八月以降、兵庫県、有馬郡町村会外、全国にわたり多数の町村より同様の要望あり。）（資料一）

二、昭和二五年度平衡交付金の増額の要望（昭和二五、九、九、本会より関係当局へ要望）（資料二）

三、昭和二六年度地方予算における平衡交付金の増額要望（昭和二五、九、九、本会より関係当局へ要望）（資料三）

第六、地方財政法（昭和二三、七、七、）に関するもの

一、町村事務に要する経費の国費、町村費の負担区分の合理的法制化要望（昭和二四年十二月、本会より関係当局へ要望書提出）

二、国の支出金の支出時期の適正化を図ること（昭和二四、一二、七、本会より関係当局へ要望）

三、町村債起債につき裏付貯金を廃止すること（昭和二四、一二、三、一五、本会より関係当局へ要望）

（備考）両年この方自治体警察貯金と称し、起債を必要とする町村の起債に達する迄、当該町村において郵便定額貯金乃至据置貯金を蓄積しなければ町村債と

NO7 Education Law. (31. MAR. 1947)
6-3 Edu System.

NO6 Re Local finance

財源とする経費の支出時期までに間に合うように、適時に予金部地方資金からの融資が得られない様な行政措置がとられている。ために町村は懸命の努力をもって貯蓄目標額の達成に奔走して来た。しかしながら予金部資金の融通を求める町村に対し一律に貯金の裏付を要求することは、当面の援助要望者たる貧弱町村に転嫁するものであって不当な措置と言はねばならない。

四、国家委任事務担当吏員に要する経費は全額国庫負担とすること（昭和二四、三、一五、本会より関係当局へ要望）

五、地方財政法の適正なる運用を図り、それによって地方財政に対して不当の制約を加へないこと。（昭和二五、九、）

第七、学校教育法（昭和二二、三、三一）に関するもの

一、六三制義務教育の実施に要する町村経費の全額国庫負担の原則を確立すること（昭和二三、一〇、九、政府と全国町村代表の懇談会において町村長より要望）。

二、六三制の経費の全額の国庫負担を期する（昭和二四、三、八全国町村会定期総会決議）。

三、六三制所要経費の国庫負担を実現し、義務教育の完遂を期する（昭和二四、六、一〇、町村長大会決議及び同二四、八、二一、全国町村会臨時総会において再決議）。

NO8 Police law. (17. Dec. 1947)

第八、警察法（昭和二二、一二、一七）に関するもの

一、町村自治体警察費全額を配付税による支弁要望へ（昭和二三、一〇、九、政府と全国町村長との懇談会における町村長の要望）

二、町村自治体警察に要する全費の全額国庫負担要望（昭和二四、三、九、政府と全国町村長との懇談会における町村長の要望）

三、自治体警察制度の再検討による改善を期する（昭和二四、六、二三、全国町村長大会決議及び同年八、三〇全国町村会臨時総会に於て再決議）（要望事項）

四、六三制を始め各種教育制度を整備充実し一般に国民道義の昂揚と国民教養の向上を期する（昭和二五、一、三一、全国町村会定期総会決議）。

五、六三制施設費の国庫負担を増額すること（昭和二五、八、二三、本会より関係当局へ要望）。

（備考）以上の如き、諸決議及び要望の提出されるに至った理由

学校教育法による六三制義務教育制度の実施は、町村財政に最大の重圧を加へ、疲弊せる幾多の地方町村の財政を危地に陥れる結果となったのであって、新制中学校の校舎建設については、昭和二三年以来、町村長に多くの犠牲を出した。

一、町村設置の人口標準を例へば三万乃至五万以上等に大巾に引上げ、又は、府県単位に改めること。

二、所要至費を全額国庫負担とし、平衡交付金にあっては、本至費の全額を交付すること。

三、国家地方警察との間において、人事の交流をはじめ、連絡、協力を密にし治安の総合維持力を強化すること。

四、防犯協会、消防協会等民間治安組織の民主的再編と相互連絡及び機能強化をはかること。

五、自治体警察職員の退職金支給責任は明らかでないがこれを直ちに地方町村の負担とすることは地方財政の許さないところであるに鑑み、これが負担は国又は府県においてすべく方一町村の負担とするときは全額平衡資金より交付すること

（備考）以上の諸決議及び要望の提出されるに至った理由。

警察法の制定により、人口五千以上の市街的町村に、一律に、自治体警察が置かれることになったために、すでに六三制至費に悩み抜いていた地方貧弱町村の財政の窮乏化に拍車をかける結果となった。このため、窮余の策として、人口を五千以下に減少せしめることにより自治体警察の設置義務から免れるため、分町分村の非常手段に訴へる傾向さへ生じた。

NO9 k, Petition for National defrayment for expense from calamity.

四、自治体警察の運営面における困難の実例。

岐阜県、不破郡、玉村では、朝鮮人が無理やりに一民家に転住し来り、借家料は支払はず、加ふるに、昭和二五、六、二には、村有物のレールの窃盗を企てた。

第九、地方災害復旧費国庫負担の特例等に関する法律

一、災害復旧事業費全額国庫負担制度の継続の要望（昭和二五、九、九、全国町村会より関係当局へ要望）

（要望事項）

一、今次補正予算においては関係至費を可及的に増額すること。

二、二十五年度本予算において関係至費を最大限に計上すること。

三、ジャウプ勧告により災害復旧費全額国庫負担が明かにされているに拘はらず、政府においては、或は都道府県分まで国庫負担とし（大蔵当局）或は町村復旧費は五十万円以上に限り国庫負担とする。（建設当局）見解を有するかの如く伝へられるが、かゝる一方的見解を以て勧告を無視し地方町村の困窮を坐視するが如き政府の態度は大いにこれを是正せられたいこと。

第十、国民健康保険法（昭和二三　六、三〇）に関するもの

一、各種社会保険制度の強化と総合的社会保障制度確立要望（昭和二三、一〇、九、政府と全国町村長との懇談会に於ける町村長の要望）

二、国民健康保険の事務費の全額国庫負担並びに医療給付費、特に結核に要する給付費の全額国庫負担を期する（昭和二五年五、一、全國町村会臨時総会決議）。

(Informations)

別冊資料、

Re, Equilibration fund.

資料一

(一) 財審

昭和二十五年度地方財政平衡交付金の基準額及び補正係数についての意見書

昭和二十五年度地方財政平衡交付金の仮決定額は「地方団体に交付すべき昭和二十五年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の概算交付に関する規則」によって算出したものであるが、その内容を審査した結果、改正を必要とする諸点につき次の通り意見を具申致します。

(一) 基準財政需要額について

基準財政需要額は昭和二十四年度町村最終歳出予算額に比較して著しく低額であり、実情に即していない。

本年度の交付金仮決定額の算定によれば、交付基準額が都道府県及び市町村の合計が九四五億円になるように計算されたから基準財政需要額が非常に過少となり、この結果は本年度予算総額を前年度の予算総額より三割程度圧縮しなければならないこととなりシャウプ勧告の趣旨に副わないこととなる。これがために市町村の財政需要額を適正規模により算定し、基準財政需要額を増額するように要望する。

(1)

1

〔1〕 測定單位の補正について

(イ) 補正係數を町村、都市に分けるよりも、町村、都市を一律に人口段階により定めること。

理由

都市の方が町村より係數が大であるからこれを稍少し、人口三万以上の町村を無理に市制施行を急がせる結果となること。

(ロ) 第三号補正係數の基本は町村とする。

理由

第三号補正係數は都市を基本としてこれを一とし、大都市及び町村の補正係數を定めているが、都市の數は町村の數の五十分の一に過ぎないから計上の便宜上町村を基本數一とし、都市及び大都市の補正係數を算出する方が便利である。

(ハ) 小規模の町村と雖も最少限度の自治運營の經費を要するのであるから、一定水準の率を設け団体劃的なものを加味する必要がある。

(ニ) 町村の人口の基準數値は大、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人となっているが実情に即するようにこれを引下げ、当分の間三、〇〇〇人程度とすること。

(ホ) 警察吏員数の第一号補正係数を引上げること。

理由

町村の警察吏員の補正についての基準数値は都市の基準数値に比し甚だしく低位にある。例えば都市の警察吏員七十人対町村の警察吏員四十五人は補正後は七十二人対二十四人となり、その差が甚だしい結果となる。

(ヘ) 基準数値を超え団体の人口補正係数の逓減率を少くすること。

理由

町村の人口の基準数値は六、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人となっているため、都市と殆んど変らない人口の町村は都市と甚だしい差異を生じて来る。補正係数を現実に近いよう修正すること。

(ト) 教育費の第三号補正係数を現実に合う様に修正すること。

理由

義務教育費については、現在市町村において負担する経費は管理費が主となっている。勤務地手当の地域の差により管理費に著しい差を付けることは望ましくない。

2　単位費用を引上げること。

理　由

産業経済費、戸籍事務費等は昭和二十四年度の最終予算額と比較すれば非常に低位であるから、単位費用を引上げる必要がある。

3　予算に計上外の町村経費を財政需要額に算入すること。

理　由

町村の経費には当然町村費に計上すべき経費が寄附金として予算に計上されずに、部落協議費、水利費、道路費、消防費等が或は部落負担又は寄附として経理されているものが多額である。

これらの寄附金、部落負担を根絶する建前上、町村の財政需要額に算入すべきである。

(4)

(二)　財産収入額について

財政収入は主として市町村民税と固定資産税であるが、昭和二十五年度市町村民税の収入額を昭和二十五年四月三十日現在における二十四年度国税所得税決定額に求めているが、同年度の所得税の実際の徴収額は相当更正減額されているからこの更正減額をも考慮に入れる。又固定資産

(三)

経費の種類	測定単位	理由
一、国民健康保険事業費	被保険者数	該事業を経営するものとこれを経営しないものとの間における財政需要の開きは大きいものがある。
二、地殻変動（地盤沈下）		地殻変動による被害多く、これを考慮せられ度きこと。

祝に対する算定の基礎となった工場の償貸価格について言えば、実際上、工場以外の例えば住家、納屋、倉庫の如きものの賃貸価格も一括包含されている場合があるから、固定資産税の実収面と甚だしく不均合を生ずる。よって修正の要があると考える。

又仮決定による平衡交付金概算交付額を還付しなければならぬ町村は、一例として千葉県は百六十一町村、福岡県百四十九町村の多きに達している。

町村財政の窮乏の折柄、還付不能が憂慮される次第で、適切な措置が考慮さるべきである。

特別支付金の基準について

次に掲げる費目についても特別支付金算定の基礎とすること。

各項目に対する意見

一 警察消防費

1 警察費

基準財政需要額の方が実際経費より甚だしく少額である。投資的経費に対する償却費及び新たに必要とする設備費及び今後の退職金をも考慮されんことを望む。

2 消防費

将来の設備の充実、器具の整備及び町村における寄附金、部落負担費用をも斟酌して補正係数を高めること。消防団員数も考慮に入れること。林野面積を入れること。

二 土木費

1 道路橋梁費

町村の大部分を占める市員三・六米未満の補正は〇・五とあるが、むしろ市員の小さい道路橋梁の方が破損する度合も多いから、〇・七―一〇・八程度に引上げることを要望する。三・六米未満のものについては有効市員を全市員として算定するよう改正すること。

尚認定外の農道、林道を入れること。

2 其の他の土木費

海岸河川の護岸費をも考慮すべきである。

林道、農道のため多額の費用を要する現状に鑑み、単位費用を高くすること。

三 教育費

全般的に単位費用を引上げるべきである。特に都市的町村においては考慮を要する。面積の大きい町村と少い町村の交付基準額の差が甚だしいから、その補正差を「その他の教育費」にて縮少すること。

四 厚生労働費

1 社会福祉費

生活保護法による被扶助者を調査するにつても、民生委員及び役場員が協力して調査せねばならぬ実情であり、その経費でも三五四七五戸では寡少である。実額の1/4程度である。

2 衛生費

伝染病発生の場合を考慮し、且つ公衆衛生の徹底をはかる上からも、単位費用を引上げるべ

きである。

五　産業経済費、戸籍費、行政費中の其の他の諸費は全般的に不足するが、単位費用を四―五割程度増額されんことを要望する。

Petition for increase of Equalization Fund in Supplementary TAX 1950.

資料二

二十五年度補正予算において平衡交付金を増額するよう御配意方御願いの件

地方税法の成立ズレにより、地方財政に未曾有の歳入空白が生じましたため、地方町村は、平衡交付金の前借り、政府短期債の借入れ、足らずは一般市中金融機関からの借入れ等で一時をしのぎましたが、新税法が実施されましても、下半期に年間徴税を集中せねばならぬことから生ずる相当の財源欠陥が予想されましたので、われらは七月の全国大会以来、右の政府短期債の借入利子及び財源欠陥を補塡するため、平衡交付金の増額を政府に要望して来たのであります。

然るに、目下御手許で検討されています本年度補正予算の平衡交付に対する補正措置をみますに、政府は、当初の千五十億円に対し、単に義務教育費九億円を増額しただけでありまして、去る六月二十三日の閣議において財源措置が決定されている前記政府短期債の利子補給さえ計上されていないのみならず、其の後、政府が実施せんとする国家公務員の給与ベースの引上げ及び年末手当の支給に伴い当然実施すべき町村公務員給与ベースの引上げ及び年末手当の支給に要する経費も全然増

額措置されていないのでありまして、このことは、全く地方町村の実情を無視し、地方財政を再び危殆に陥れるものでありまして、われらの到底忍び得ないところであります。

つきましては、貴職におかれましては、これら町村の切実な実情を十分御賢察下さいまして、政府に対し、本年度補正予算平衡交付金に少くとも前記貴額を追加計上し、以て地方町村の財政安定を図るよう適当なる御斡旋を賜りたく、ここに全国町村及び系統町村会の熱烈なる要望に基き、これをお願いする次第であります。

資料三

補正予算上平衡交付金増額要望方の件連絡

本会においては、今般、別紙写の如き要望書を提出、運動していますから、貴会におかれても、同様趣旨要望を適宜文書又は電報を以て提出せられたく、この段、とり急ぎ連絡旁々お願い致します。

（別紙）

補正予算上平衡交付金増額方要望の件

政府においては、昭和二十六年度予算において、平衡交付金壱千八拾三億円を計上したのみで、本会数次の増額要望を認めなかったことは、まことに遺憾にたえない。

然るに今次二十五年度補正予算においてこれをみるも、政府は、当初額壱千五十億円の平衡交付金に対する補正措置として、単に義務教育費九億円を増額しただけであって、左記の如き当然不可欠の費目については全然増額措置されていないことは、地方町村の財政事情を全然無視するものに

して、返すもわれらの忍びがたいところである。

仍って政府は、この際、左記理由を十分諒承せられ、本年度補正予算において、少くとも(一)短期債利子、(二)給与ベース引上げ及び年末手当、(三)地方税法の成立遅延による財源欠陥補填を含む二十億円以上はぜひとも平衡交付金として増額措置を講ぜられたく、ここに全国町村及び系統町村会の要請により、強く、これを要望するものである。

記

一、応急借入短期債に対する利子

地方税法成立ズレのため、地方団体は応急短資の借入れを余儀なくされ、政府短期債二百億の利子約五億円を要し、そのうち町村分としては約一億円であるが、一方町村は右政府短期債の借入れができず、市中金融機関より莫大額を借りうけ、利子負担に悩んでいる実情である。

然るに政府短期債の利子補給の財源措置については、政府は六月二十三日の閣議において、別途之を講ずることを決定しながら、未だその措置なく、この利子と前記金融機関利子との負担は地方財政を極度に圧迫しており、これが打開は現下の地方町村としては平衡交付金の増額に俟つの外はない。

三、

二、一般町村公務員の給与ベース引上げ約七億円及び同年末手当約十二億円、計十九億円

官吏の給与ベースの引上げに準じ、これより低位にある地方公務員の給与ベースの引上げは

この際、当然であり、これが所要総額四十二億円中町村分約七億円を要し、また町村吏員の年

末手当として約十二億円を要するが、これらの経費は、現下の町村として、これまた平衡交付

金の増額によらなければ別途の財源は全然ないのである。

地方税法の成立遅延より生ずる地方財源の欠陥補填

地方税法の成立が予定より四カ月遅れ、専ら下半期に徴税を集中しなければならないことから生ずる滞納その他のこげつきは相当額を予想されるが、これらの財源欠陥を補填する途は、新税法の実施により漸く税収の途上にある地方町村としては、これを、平衡交付金の増額に求めるの外ない実情である。

DECLASSIFIED: E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775012

資料四

昭和二十六年度地方予算における平衡交付金の増額に関する要望

政府は、昭和二十六年度予算案において、われらの数次の要望にも拘わらず、單に壱千八十五億円の平衡交付金を計上しているに過ぎない。

然るに、二十六年度地方予算は、予定されている税壱千九百八億円の確保が極めて困難であるのみならず、他方歳出において、官吏の給与ベースの引上げに伴う地方公務員の給与ベースの引上げに要する増一三七億円、厚生施設費補助その他国の施策に伴う地方負担の増一一八億円、小学校児童数、人口等の増加に伴う地方歳出の自然増二五億円、計三一六億円に達し、また臨時費において、公共事業費及び失業応急事業費に伴う地方負担の増は、二五五億円に達し、合計五一七億円の増となるのである。

従て二十六年度地方予算においては、平衡交付金は本年度に比し、尠くとも、三一六億円を増加して、一三六六億円程度を必要とし、この程度の増額措置が講ぜられなければ、来年度地方団体の財政運営は再び危機に陥る実情にある。

AND 5(D) OR (E) NNDG # 775 012

仍って、政府及び国会においては、右実情を十分賢察せられ、二十六年度地方予算においては、前記平衡交付金増額の措置を講ぜられたく、こゝに地方町村の熱烈なる要望により、これを要望するものである。

Chairmen's Letters

全国町村議長会視察者通信

前略　其の後一行頗る元氣で今回渡米の目的の内重点とも云うべきミネソタ州ミネアポリスに於けるミネソタ大学の「セミナル」及其の周邊の市町村視察見学の目的も大半終了し明後十日午后四時当地発の列車で「シカゴ」へ向出発約一週間其れより紐育を経て「ワシントン」から桑港を廻り帰国予定となりました。

今日迄の大体の状況を次の通り御知らせ申します。

九月廿九日ミネソタ大学に於て当地新聞記者団と会見渡米の目的と旅行の感想等を話し記念撮影を行い大学政治学部長アンダウン氏より米国に於ける一般政治機構に関する説明を聴取し正午セントポール市にあるミネソタ州政庁に知事ヤングダール氏を訪問同氏は目下知事選挙の際多忙中を一行の為に面会され鄭重なる歓迎の挨拶を受けました。終つて政庁内にある上下両院の議場及最高裁判所を視察し午后大学にて再び「セミナル」地方行政其他に関し夕六時より大学教授連と三、四の在留邦人と懇談会翌三十日は大学に於て市政府及附近市町村の政治（下部組織）等に関する講義を聴き午后は市内を見学十月一日の日曜日は福島県人川村氏夫妻の好意にて往復約三百哩ばかり「ドライブ」を致しました。

DECLASSIFIED ... NNDG # 775012

ミシシツピー河の沿道紅葉（薫葉と云うが適切）を見ながら愉快なドライブ二日はミネアポリス市政府に市長を訪ね懇談市長の午餐会に列し庁内にある裁判所（刑事、交通）を見学特に刑事裁判所にては州唯一人の婦人判事の裁判振りには一同感心しました更に同市役所の厚生福祉委員会各事務局の事務執行状況等を詳細見学大いに参考となりました。

同日午后八時「セントルイスパーブ村」の村会を傍聴比の村会は毎週月曜日の夜八時より必ず開き議員は三人外に法律顧問一人土地の新聞記者一名を加へ村長と都合六人の定員で会議を開き先ず村民より直接色々な問題を提案させ其れを先ず第一に審議し、次に村会の定例的の議案を附議決定するそうです。即ち議員の数の少ない事及村民が村会へ出席直接発言する等が変つた処です。同夜十時本日午前中市長と懇談の場合テレビジョンに撮つたのを見まして流石に一行も各自の姿がテレビジョンに表れ其の早い事には一驚感心しました。翌三日は「レイドウイング町」視察当地商工会議所主催の午餐会に列し商工業代表約五十名許りと懇談学校区共同の小学校を見学し午后八時より同地に於て州内上下両院議員代表、州政庁の幹部、附近市町村長及び当町の幹部有力者約七八十名の歓迎晩餐会に列席非常に其の厚意を感激した次第です。四日は終日「セミナル」五日

DECLASSIFIED E.O. 12958 SEC. 3(E) AND 3(B) OR (E) NNDB # 773 012

は「セントポール」市役所で市長に面接同市長主催の午餐会に招待され郡議会及市議会の会議振りを見学しました。

六日は終日「セミナル」主催の午餐会に招待されるやら「ロータリ倶楽部」で米国の職業レスリングを見物するやら更に「セントポール」で米国の職業レスリングを見物しました。

以上の様な「プログラム」で大体毎晩就寝は十二時、一時頃となりますが一同非常に熱心で米国朝野（此の地方）の厚意と親切さには皆感激して居る次第であります。

特にミネソタ大学の教授連が一行の為に毎日交代で「セミナル」を行い附近市町村の視察等に便宜を与へ松方、カミング両氏の萬全を期したる計画と案内にわ皆喜んで居る次第で御座居ます。

昨七日は当地方在留邦人約三千人ばかりと一行とが教会に於て懇談を開き内地の狀況を話し米国の事情を邦人より聽取し和な機会を作りました。

以上簡單ですが今日までの狀況の大要御知らせ申しました。

十月八日　ミネアポリス

ミネソタ大学内　斎藤邦雄

空路四千八百哩此所要時間二十七時間十五分シャトルに到着三泊の後汽車にて壱千八百五十哩四十八時間の長途の旅を続け尚当地時間二十八日夜ミネヤポリスのミネソタ大学に無事到着いたしました。市関係の一行と共だつたので案外楽しい旅行が出来ました。シャトル迄はドクターカミング及松方氏の出迎へを受け色々と我々の便宜を計つて頂いて大だすかりでした。

ミネソタ驛頭には同大学の主任教授以下多数官民の出迎へを受け函教授の運転する自動車にて運ばれた事は全く恐縮の外ありません。今日は早朝より各新聞記者の訪問を受けフラッシュの攻撃です。さて、こと迄はよかつたがギツシリと仕組まれたプログラムによりこれからが我々の苦労が始まることになるのです。

角帽を着ない老いたる学生が然も数年を要する講義を十数日にて修得することは危険此上もないことだが三人互に力を合せて一言一句も聞きもらすまじと頑張つて居ます。九時三十分からアンダーソン（政治学の権威）博士の政治学概論ショウト博士の地方行政の講義其間隙を利用して州政府を訪問シングダーレ知事に会見、州上院下院及最高裁判所を見学中食の後帰れば再び市民に対する政府の方針

等次から次に講演ぜめ入浴する暇もなく晩餐会に臨み夜は在留邦人を宅へ大学教授との懇談と全く目のまわる多忙さにはいささかへこたれ氣味です三人ようやく日記を終り此の書を認め寝につくのは恐らく一時過ぎる事でせう。

次の便りには実のある便りをいたしたいと存じて居ります。

シャトル市滞在中（四日間）在留邦人の諸君に面会し数十年苦心の跡を語り更に家庭生活の実情などを見学。市内の施設其他を視察して大いに参考となりました。

詳細は追つて後便に譲ります。

皆様によろしく一行頗る元氣で過して居ります。

ミネヤポリス

ミネソタ大学憲法記念館三三八号室

斎藤　邦雄

椿本　義雄

紺野　正三郎

第二信

今同渡米の目的の内重點を置くべきミネアポリス市の滯在十二日間は非常に有意義でした
勿論ミネソタ大學の教授連をはじめ洲。市各關係方面の幹部が非常に熱心に然も親切に指導されて毎日のセミナルをはじめ各方面へ視察見學等大体目的を達しました事は松方。カミング両氏の斡旋によるもので二行も感激して居ります。質疑應答も中々専門的であり先方も當方の熱心には喜んでくれました。
司令部のハフギウ・ミツトレル両氏へも序の節貴会よりよろしくお伝え下さい。
ミネヤポリス市滯在中特に私の感銘を深くしましたのは、同市長ホエヤ氏及ミネソタ洲選出上院議員ハンクリー氏等を中心とする人種問題諮問委員会の会合でして此の会合は全米に既に二十位組織されて居る様です當市では日本人代表としては北河牧師がメンバーの一人ですが其の会の目的は住宅・就職・病院・社会・娯楽等凡ゆる問題に付き人種

的差別をなくせる為め各国人の平等的待遇を心配するのが主目的で毎月一回例会をやるそうです。九日は丁度例会日だつたので我々一行を午餐会に招待され会の目的事業などを説明されて会員が討議をしました九十一才になる老人か（元判事で被判所長をした万）会計上の報告や意見を発表し又黒人の代表も婦人の代表も夫々意見を出して次第に居りました。世界平和の進歩上大に貢献される事と考え私も感銘した

十二日午後四時発のシカゴ行を列車（ジュラミン列車）に乗り七時間でシカゴへ到着しました十一日よりクリヤングハウスでヘンリー氏はじめ二、三の人からセミナルと附近の視察をしました。有名な屠殺場。博物館。工業学校（ハイスクール）其の他市内を一巡しシカゴの大体を知るを得ました。生方氏の当面もヘンリー氏へ手交し同氏からもよろしくと申し居りました生方氏へも其の旨お伝へ下さい

シカゴ滞在四日間本日午後四時発の列車てオハヨウ洲のシンミナチーへ向ひます

大体渡米の半分を経過した訳です。シンミナチーに四日間。ニューヨ
ークに四日間ワシントンに六日間の予定です
ワシントンでは国連へも伺う予定になつて居ります
其の後議長会も変つた事はありませんか何分皆様へ呉々もよろしくお
伝へ下さい一同相変らず元気で愉快に旅程を進めて居ります
大分洋食にも慣れて来ました。ホテル生活も段々板に付て来ました例
の「ドランクメーター」の話も時々出ます「ドランクメーター」は十
月一日にミネアポリス市役所の市警察で実際のものを見ました
以上簡単ですが其の後の状況をお知せ迄各位へよろしく

十月十四日正午　シカゴ出発に先ちて

斎藤邦雄

第三信

十月十四日午後四時四十分發の列車で(シカゴを)出發してオハヨウ洲のシンシナチーへ參りました

當市は人口五〇万位の機械工業の盛んな都市で在留邦人は僅か二〇〇人位だそうですが黒人は約七万人位居るそうです。中々綺麗な市街地で市政の運營も良くやつて居る所です此の市は市支配人(シテウマネージャー)のある所で市長は外交市長です支配人ケロング氏に會いまして色々市場から公園が二四〇ケ所もあり墓地なども市が管理するそうです。市營の仕事としては水道・飛行場・遊覽する水害防止のダムを視察しましたが中々大規模のものです。附近のグリンヘウス村(綠丘)と言う理想の村を視察しました此の村は一、九三八年にルーズベルト大統領時代に連邦政府のモデル村として建設された所で村氏は大体俸給生活者大部分役場も郵便局も村民の生活必需物資購入組合も一ケ所の建物で全村が綠の丘と言うだけあつて公園の樣です。小學校も中學校も立派な一つの建物内に全部あります更に市内にある黒人部落のダイヤ小學校を視察し黒人教育の實際を見ました。次にウエストンハイスクールをも視察し大變に參考になりました

十八日午後四時發の列車でシンシナチーを出發して愈々ニューヨーク市へ向ひました例の通り汽

車は一等寝台車を将に我々一行の為めに増結してくれましたので今夜は車中でやすみ十九日午前（正午）十二時頃ニューヨークへ到着しました流石に世界一の大都市だけに高層建築物の多い事市内の碁盤の目の様に整然として居り立派なものです

到着後少憩早速市町村連盟会館にチャールド氏を訪ね米国の市民と政府とに關する關係及米國都市運営の狀況などを説明され午后五時ホテルへ帰りニューヨークの第一夜を就寝しました

今二十日は國連の事務所等を訪問する事になつて居ります

ニューヨークは三日許り滞在して直ぐにワシントンへ參ります

以上概況御知せ申します

十月二十日朝　ニューヨーク市　ツードハホテル

斎藤邦雄

渡米雜信

渡米に就而御厚配に預り感鳴致しました

渡米以來元氣にてシアトル。ミネアポリス。シカゴ。シンシナチ。ニューヨーク。ワシントン。及此附近町村等視察見学を終り本日桑港に到着加州大学附近の町村等視察にて日程を終り十日頃の軍用船にて帰国の船出予定です

米国は人種的の差別の感念は非常に著く建国の歴史も物語つて居る様に一つの大きな渦（ルツボ）に融け合つている民主主義も自然に出来て来たのだろう。日本人に對しては特に米国人の智能と其の建設力の偉大なるには尊敬の念がわく。ニューヨーク五十何ケ国の人種がアメリカと言う一つの大きな渦（ルツボ）に融け合つている民主主義も自然に出来て来たのだろう。日本人に對しては特に親切で友交的で嬉しい之は日本に於ても親切で友交的で嬉しい之は日本に滞在中の好感が戦後感情が好い様で。何処に行つてもアメリカ全土に擴がり日本滞在中の好感が進駐した四十万の兵隊が海国アメリカ全土に擴がり日本滞在中の好感が宣伝の役に立つて居るのが大なるものと思う又在留日本人二世も勤めて大学に入る事に勉めシアトルの如き五千人の二世中三分の一は大学に入る事に勉めシアトルの如き五千人の二世中三分の一は大学に入つて居るのでも判る様に各人種中で一番教養が高いし。ここ五年間に渉つて居るのでも判る様に各人種中で一番教養が高いし。ここ五年間に渉り日本人には一人の犯罪人も出ていない事も信用を高めた事と思う大かばかりも日本人には一人の犯罪人も出ていない事も信用を高めた事と思う大かばかり米國人の智能と其の建設力の偉大なるには尊敬の念がわく。ニューヨーク滞軒を並べ櫛比して居る一附近町村等も実に美しく各施設の發達驚くばかり

173-672

クの百四十八階のインターナショナル・ビル。ロックフェラー街。ビル等は建物中に六ケの学校。二十六の料理店外。銀行。郵便局。谷會社。商店。等あり是に居る人が二十万との田。日本の大都會の人にも飲んで居るには驚くく又桑港の金門湾の世界一の橋是は八哩あり二階造りで上に自動車下は電車とトラック専用渡橋賃二十五セント（一百円）一日に十万台の自動車通行がある何れにしても米国民のやる事は驚く

各地の市町村を視察したが日本の如く一貫した地方自治制がなく各自町村に於て適宜なる条例を決定して居て政府の制肘は全く受けないのんびりした行政を行つている市町村長も市民の公選の処もあれば昔の日本の様に議員の互選でやつてる処もある議員数もまちまち五人。七人。九人。太都會でも二十六人もあれは九名位の処もある更に過日群馬縣の生方氏の言の如くシテイマネーヂヤー支配人制の処もある。是は議會が任命する一種の専門行政屋の様なものであつて各大学の行政課で大に養成して居り支配人制の町村が続々と増してある。日本でも公選を実施以来人物の市町村長が多い実情より見て現情です。アメリカ式の優秀なる助役を必要とする

DECLASSIFIED E.O. 12356 SEC. 3(E) AND 3(B) OR (E) NNDG # 775-072

アメリカでも我町内會と同一の團体があり相當なる活動をしている。然し日本と違つて政府に當るという樣な政治運動の必要がない爲この方の研究の發表と又是の要請に應じている。

活動にしないかあらゆる調査。

年五ドルを會費出せば日本の町内會でも會員として調査思料のもとめに應ずる。物價は非常に高い。木綿物は日本と大体變りはないが他のものは二倍。三倍。五倍位で中でも人手を要する樣な物が目立つて高い床やの樣なものは一ドル五十セント一六〇円一洗髪すれば千円位になる。食堂は朝食で五十セント以下昼食は一ドル五十セント位一日本金四百倍一です勞銀は高くサラリーマンが月三百ドルから五六百ドル。小さい人口一二万の町の支配人は七八百ドル大市に二千ドル以上。勞働者は一日十ドル位だから日本金三千五百一四千円月拾万円以上だから物價が高くとも家賃も安くつていれば鉄も働くから生活は樂です。

日本人の普通の家庭に招かれ家の中を見ても其家財道具。ピアノ。イス。テーブル。デユータン。飾り戸棚台所の用器等實に立派で文化的で日本の貴族でも到底及ばない生活をしている。

大体日本と単位が違う。日本の労働者は悲惨なものだ。物質的な生活を欲するなら米国にすむべきです。斎藤氏もアメリカに永住したいと言っている。洋食も板につき一人歩きも出来るイエスとノーの二語丈心臓と二人連れで結構通せる三人共元気です

交通機関。道路の発達は驚くばかり。家に自動車と飛行機の発達で汽車は飛行機に客を奪われ汽車は氣の毒に赤字です。座席は自動車に奪われ。我々四名は何時も一車貸切旅行です。日本の省線の立乗客がない。

あの混雑を思い出すとぞつとする。アメリカのニューヨークの飛行場は一分間に二台の飛行機が発着している各地に向の目の様な航空路を以て居て新宿駅の様な雑踏です。桑港に来て加州大学の講義を聴き附近河の視察も終り本日で日程が終了しました。明日から暫くぶりの日田行動です帰国の由船は十日頃の由横濱着は二十二。三日頃ならん。就而。兵舶で横濱入港日時を御調査の上。各人の家庭に電信を以て御知せ方御願申ます

紺野正三郎

DECLASSIFIED E.O. 12958 SEC. 3(E) AND 3(B) OR (E) NNDG # 775 012

第五信

ニューヨーク市滞在の日程を終えて十月二十二日出發ワシントン市へ同日午後一時半到着しました

同市に於ては市政調査會事務局にて元會長たつたブラウンド氏より米國市町村政治の狀況に關し聽取しました。翌日は聯邦教育局長Rハツチンソン氏より教育問題に付て說明を聞き廿六日にはバージニヤ洲のシヤロトビル市へ出向を同市長より市政運營の實際を聽取しました。

同市は御承知の獨立宣言文起草者たりし故ゼパソン大統領出生地で同氏の實跡を見せて貰ひました

廿八日午後五時半の到着でワシントンを立ちシカゴ經由の上桑港へ向ひ車中三泊。雪のロツキー山脈の一部を走つて三十一日午後七時桑港へ到着しました

桑港にては最後の仕上げとしてバークレーにあるカルホニヤ大學へ二日間出向きドクターメイ氏と質疑應答を重ね十一月三日は三班に分れてオークレー。サンリヤンド等の各市の狀況及諸施設を見学

視察致しました。十一月四日・五日は一同ロスアンゼルス市へ出向き視察を終ることになりまして之れで渡米一切の日程を終り来る十一月十三日乗船帰国する事になりました横濱着は十一月二十五日の予定です・去る九月二十二日渡米以来天候に恵れ一行頗る元氣旺盛何の事故もなく米国官民及在留邦人其他關係者の厚意により視察の目的も大凡分果し得た事を最も幸福の次第と存じます何分にも国情異る關係上見るもの聞くもの相像以上でした何れ帰国の上色々お話し申します・留守中公私色々と御厄介を多掛致します・本通信を最後とし米国より遂に敬意を表する次第です各位へもよろしくお伝へ下さい

昭和二十五年十一月十日

桑港 カンタベリーホテルにて

斎藤邦雄

追伸

本日乗船手続き一切完了しましたから十三日正午頃桑港出帆来る二十五六日頃横濱着の予定ですから誠に恐縮次第でありますが其の事を六人の各家庭へ事務局より御知せ願ひ度諸君からも此旨伝へて貰いたいとの事につき可然御厚配をお願い申します

以上

DECLASSIFIED E.O. 14,652 SEC. 3(E) AND 3(B) OR (E) NNDC # 775 072

Activities of National Association of Towns & Villages between Sept 1947 - Jan. 1951.

昭和二十六年二月三日

全国町村会長 白鳥義三郎

連合軍総司令部民政局

本会活動状況報告の件

過般、御下命の昭和二十三年九月以下本年一月三十一日に至る標記の件につき、左記報告いたします。

記

我国地方自治、特に町村自治の発達は、これを一言にしておおえば、久しきに亘り、行政面において国等の委任事務が著しく過課せられており、而も一方財政が極めて窮乏であつ

て、ために地方自治の本旨に基く積極的な自治行政をなし得ない実にあった。從って地方町村の從來の努力は專らこの地方財政の打開を中心にする問題に向けられて来たと言っても過言でなかった。

然るに、幸い新憲法の実施により、民主主義の原則が宣明せられ、これに基いて教育、治安、産業その他各般の新たな民主化の諸施設が講ぜられるに至り、地方町村はこれが受入れに懸命の努力をなしたが、これに伴う依然たる財源難は、地方町村の若輩をいよ〳〵加重するに至った。

偶々、シャウプ使節団の来朝あり、地方財源の確保と町村事務の合理的限界決定の方向と方法を勧告せられたことは地方自治体特に町村にとっては、こよない福音であった。

本会においては、この秋にあたり、特にここ二、三年は、この線にそって、主として地方税法の改正を主軸とする町村財源の確保、行政事務の再配分と関連する地方自治の強化、産業、文化の振興等を実現するため、調査（基本、現地）、会議（政務調査会、理事会、評議員会、総会、政府との懇談会、特別対策委員会、自治公論及び同特報の活用等）による検討、宣言、決議の採擇、これらの陳情、要請の実行運動によって活動を継続実施し来

つた。勿論その成果については、目的を全部又は一部達成したもの、然らざるものがある。

左には主たる活動事項につき、列記するが、その詳細、並にその他活動状況については、

(一)昭和二十三年九月―十二月、(二)同二十四年、(三)同二十五年、(四)同二十六年一月三十一日総会の順序によつて説述した所を参考して、御了知願いたい。

記

一、地方税法の改正に関する活動
一、地方配付税、地方財政平衡交付金の増額及び合理化等に関する活動
一、地方債の増額及合理化等に関する活動
一、行政事務の再配分に関する活動
一、行政官庁の整理統合、地方出先機関の整理に関する活動
一、治山、治水、災害復旧、国土開発、土地改良等に関する活動
一、六三制の完全実施に関する活動
一、自治体警察一般に関する活動
一、食糧の供出、増産その他農山漁村の振興等に関する活動

一、国民健康保険の強化に関する活動

一、在外引揚に関する活動

一、地方自治法中一部改正に関する活動

一、町村吏員及市町村会職員の恩給の増額、弔慰金規定、退職金規定、健康保険組合強化等に関する活動

その一、昭和二十三年九月―十二月における活動

第一、政府全国町村長代表懇談会（一〇、九）

五月十三日の全国大会以来、本会は各種要望実現運動を強力に推進して来たが、更に政府（芦田内閣）と全国町村長代表と懇談することとなり、本懇談会は十月九日午前九時三十分から赤坂離宮で行われた。政府側からは芦田首相　苫米地官房長官　一松建設相　森戸文相　永江農相　野溝国務相以下関係官、町村側からは町村長代表約百五十名出席して、熱心な討議が行はれた。

当日の議題は、最近地方町村の当面しつゝある各種の重要且つ緊急な問題につき予め本会政務部の準備した原案に基き、理事会及び正副会長会における検討を得て、採択された左の十四件であつて、その各項につき町村長代表は交々立つて強く政府に要望するところがあつた。

この要望は、やがて新内閣に対する要望であつて芦田内閣これを新内閣に引継ぐことを確約した。

記

一　食料対策に関する件

（一）米価決定の適正化要望

（二）米　甘藷等の供出について

イ、早場供出に対する奨励金課税免除要望

ロ、超過供出奨励金課税免除要望

（三）報償物資について

イ　供出との同時履行について

ロ　無償主義の確立

事務助を大幅に増額すること。

(三) その実質的待遇の改善と事務の能率化のため事務服、地下足袋、自転車、同タイヤチューブ等の勤務及び通勤用品を特配するルートを特設すること。

十二 各種保険制度の強化と総合的社会保障制度確立に関する件

現行の国民保険組合の経営困難に鑑みこれに対する国庫補助を極めて大幅に増額するとともに、一万同法及び健康保険の改正により往々生ずる被保険者の被災重復を避け事業事務経費の高度の能率化を図るため両組合を統合する措置を講ずるとともに、漸次生活保護法その他社会政策的諸施設を整理統合する総合的社会保障制度を確立する措置を急速に講ずること。

十三 海外残留邦人の引揚の年内完了措置に関する件

十四 引揚者 戦災者 復員者の援護の強化徹底に関する件

右のうち特に海外残留邦人の引揚の年内完了措置に関しては、全国町村長代表者会議の熱意による決議文を、政府 国会 政党その他関係各方面に手交して右要望の実現につき強力な運動を展開した。

第二 第二回政務調査会（十二月一）の開催と評議委員会提出議案の処理

昭和二十三年度第二回目の政務調査会は十一月二十六、二十七両日開催預相区分問題外十件の特別調査事項、附託調査事項三件 追加議題一件 緊急動議一件につき慎重審議の結果、左記の如く決定、要望書を提出すべきものは、これを政府、国会等関係方面に提出する等それぐ〳〵処理し、その実現に努力した。

記

一 特別調査事項

(四) 食糧供出に関する諸経費全額国庫負担
(五) 農業調整委員会と町村長との地位
(六) 生鮮食糧品の統制撤廃

二、 二十四年度供出米に関する件
(一) 二十四年度供出米の事前割当の数量は二十三年度の割当数量を超過せざること。
(二) 二十三年度の超過供出分は二十四年度の供出量の内渡し量として認めること。

三、 六、三制教育制度に関する件
(一) 本会が主張する六、三制義務教育の実施に関する町。村経費の全額国庫負担の原則確立要望
(二) 道義の昂揚、自治の振興、産業経済の復興開発、生活安定等日本再建に資する社会教育特に青年教育の普及徹底を図ること。

四 地方税財政に関する件
(一) 地方財政確立のため中央地方を通ずる第二次税制財政改革の実施
(二) 地方団体中央金庫の創設
(三) 町村教育委員選出方法改正要望

五 内閣と地方公共団体との総合連絡機関設置に関する件
(一) 地方災害復旧基金の設定
(二) 地方債総額の増額要望
(三) 公共事業費の国庫負担率を引上げること

六 地方出先機関の整理に関する件

七 治山治水に関する件
頻発する水害その他の災害を防除し、更に国土の保全、産業の積極的開発のため、急速に左の施置

を講ずること

主管省としてさきの建設院のふくらましの様な現在の建設省ではなく、これに農林、商工、運輸等の各省庁に非能率的に分掌されて居る治山治水、水利関係事務を打って一丸とする総合設置するとともに政府は当面の方策として直ちにこれに関する総力を総合委員会を設置し、措置を講究すること。

八、災害復旧対策に関する件

(一) 災害復旧委員会の組織

(二) 昭和二十二年災害復旧事業継続実施及び本年頻発の暴風水害復旧対策の講究実施

(三) 地方災害復旧基金の設定

(四) 地方災害復旧に関する地方債を現金部資金にて引受ける場合これを無利子とすること。

九、各種土地改良事業の強力実施に関する件

一〇、警察制度及消防に関する件

(一) 自治体警察経費全額の配布税による支弁要望

(二) 国家地方警察の充実強化及びその自治体警察との協力連繋の緊密化要望

(三) 自治体消防費国庫補助(警察費の如き割合を以て配布税の中に配布区分明確化)の要望

十一、町村吏員待遇改善に関する件

地方財政の窮迫のため一般官公吏のベースに比して事実上低位にある町村吏員の待遇を改善するため左の諸措置を要望する。

(一) 給与改善費を地方配布税中に盛り込み、その区分を明らかにすること。

(二) 都道府県町村吏員恩給組合、同便宜保険組合及びこれらの全国的組織に対し事業上業務上の

を識ずること

主管省としてさきの建設院のふくらましの様な現在の建設省ではなく、これに農林、商工、厚本、運輸等の各省庁に非能率的に分掌されて居る治山治水、水利関係事務を打って一丸とする総合省を設置するとともに政府は当面の方途として直ちにこれに関する強力な総合委員会を設置し、措置を講究すること。

八、災害復旧対策に関する件

(一) 昭和二十二年災害復旧事業継続実施及び本年頻発の暴風水害復旧対策の研究実施

(二) 地方災害復旧基金の設定

(三) 地方災害復旧に関する地方債を預金部資金にて引受ける場合これを繰利子とすること。

(四) 各種土地改良事業の強力実施に関する件

九、警察制度及消防に関する件

一〇、自治体警察経費全額の配布税による支弁要望

国家地方警察の充実強化及びその自治体警察との協力連繋の緊密化要望

自治体消防費国庫補助(警察費の如き割合を以て配布税の中に配布区分明確化)の要望

十一、町村吏員待遇改善に関する件

地方財政の窮迫のため一般官公吏のベースに比して事実上低位にある町村吏員の待遇を改善するため左の諸措置を要望する。

(一) 給与改善費を地方配布税中に盛り込み、その区分を明らかにすること。

(二) 都道府県町村吏員恩給組合、同健康保険組合及びこれらの全国的組織に対し事業主負担の国

(一) 町村事務に要する経費の国費、町村費負担区分の合理的法制化要望の件
本件については、小委員会に附託し、政務部作成の原案にもとづき検討の結果二三の点に修正を加え委員会に報告可決した。その結果を要望事項欄所載の如き要望書並びに別表にまとめ、これを政府、国会、政党等関係各方面に提出する一方その後しばしば直接当局と折衝し、本調査会において可決された他の諸要望と共にその実現に努力中である。

(二) 六三制経費の国庫補助条件再検討に関する件
本件については、時に文部省から井手次長、比岡中等教育課長の出席を求め、種々懇談した。
(留保)

(三) 全国自治体警察町村連合会（仮称）設置の件（否決）

(四) 市町村長と衆議院議員を兼務しうる様地方自治法第百四十一条第二項（当該区域外より臨時代理者を選任しうるよう）改正要望の件（否決）

(五) 地方自治法第二百四十一条中「収入役」の職名改正方要望の件（否決）

(六) 地方自治法第百六十一条中「助役」及び同百六十八条中「収入役」の職名改正方要望の件（否決）

(七) 昭和二十三年四月地方自治法第二百九十八条により法文化せられた町村会の地位は同年十二月同法の一部改正により同条以下「地方公共団体の協議会」に関する規定は全部削除され町村会は単なる申合せ団体となり町村自治上各種の支障あり、よってこれが拡充強化のため前記第百九十八条中「知事の許可」の条項のみを除き改正前の通りに復活方要望の件（否決）

(八) 地方財政を調整し、その強化を図るため所得税に対し町村においても附加税を賦課しうる様改正を地方財政委員会その他関係大臣に要望の件（研究）

(九) 町村役場において所得税収納事務取扱方要望の件（否決）「国税徴収事務に関する町村経費

の全額国庫負担要望に切り替え。（要望事項欄参照）

二　財政調査事項

(一)　地方自治法第百四十一條第二項ト市町村長が当該都道府県会議員と兼務しうるようし復活方要望の件（可決）

(二)　秦頌の供出割当計算の要素に傾斜歩合の採用及び秦粉全量の還元方要望の件（留保）

(三)　町村事務の合理化能率化研究機関設置に関する件（調査研究附託）

(一)　地域住民健康保険の附帯事業としては生命保険事業の兼営を認むるの件（留保）

(二)　食糧増産政策を既墾地徹底整理に中心を置くよう政府各政党へ要望の件（可決）

三　追加議題

(一)　戦災町村において競馬を実施しうるよう実現方要望の件（可決）

(二)　国民健康保険の附帯事業に関する件

(三)　町村事務の合理化能率化研究機関設置に関する件（調査研究附託）

四　緊急動議

公務員の兼職院立候補についての特例に関する法律案に関する件

本件については、全国地方自治協議会連合会及び全国市長会と共に反対意見を関係方面に提出しこれを不成立に終らしめた。

五　要望事項

(一)　町村事務に要する経費の国費　町村費の負担区分の合理的法制化に関する要望書

本要望書は第一部地方財政法第十條に例示されて居る事務及びこれに準ずる事務を行うために関する経費の負担割合についての要望　第二部同表第九條に例示されて居る事務に要する経費負担に関する要望、第三部同法第九條乃至第十一條例示のうち特に国土計画的性格を有するものを行う

ために要する経費に関する要望　第四部附帯要望の四部より成り立く行われんとする負担区分関係の法制化を機会に多年の懸案たる　国費　地方費特に町村費の負担区分問題につきその根本的解決を要望せんとするもの

(二)　国税徴収事務に連関して町村の負担する経費の全額国庫負担要望

本件は災害県町村会提供の同県災害郡における実状調査書を添えて標記の件を要望

(三)　食糧増産政策を疏遠田畝整理に指向するよう要望の件

本件は福島県町村会の要請に基き　食糧増産の基本政策を非能率な行過ぎ的未墾地開発方針から最も有効　能率的　確実性ある既墾田の整理方針に切替えるよう要望する。

(四)　町村長と都道府県の議会の議員とを兼職しうるよう地方自治法第百四十一條の再改正方に関する要望の件

本件は　地方自治行政の実際に鑑み　両者の兼職を必要とする所以を積極消極五つの理由を具して要望するものである。

(五)　戦災その他災害町村に対し競馬及び自転車競技を施行しうるよう関係法律の改正措置方に関するよう要望の件

本件は災害県町村会の要望を検討し、四点の重大な理由を具し、戦災町村亦戦災特別市と同様前記競馬（競技）をなしうるよう関係法律の改正を要望するものである。

要望書　意見書の提出と実行運動

九月より十二月に至る間　評議員会（政務調査会関係はその項に記載）の決定または地方自治令部等関係方面へ提出折衝し実現に努力した要望　意見等は概ね左の通りである。

記

一　食糧問題に関する諸措置要望の件（九月十五日）

(一)　米価改訂に伴う供出米価差補給の促進

(二)　作物報告事務所の調査方針の合理化

二　大二制経費の全額国庫負担及び特にその実施に関する当面の諸措置要請の件（九月十五日）

(一)　全額国庫負担要望

(二)　新制中学校国庫補助増額と起債の促進要望

(三)　同上補助につき坪数による件を設けず実際の坪数による補助増額

(四)　農業所得統計定基準の是正方要望の件（九月十五日）

三　二十三年度七割増基準の是正

政府の諸施策徹底方法に関する要望（十月十五日）

(1)　政府より各地方公共団体に対して発送する法令訓令等の公文書等を全国町村会へ　また各都道府県より管内各市町村に対して発する公文書写を当該都道府県より当該都道府県及び郡町村会へ送付すること、(3)　全国町村会をはじめ地方系統町村会並びに町村より政府当局に対して提出する陳情書要望書その他の文書に対しては　文書により回答することの要望

四　国民健康保険に対する国庫補助支付方法につき寒冷地の特殊事情考慮方要望（十月十五日）

五　戸籍事務に関する要望（十月十五日）

(1)　戸籍事務関係経費の全額を国庫負担とすること　(2)　戸籍及び断留関係手数料を現行料金の五倍に引上げることの要望

外二

困みに同十二月十四日の法令改正により戸籍手数料は十二円　寄留手数料は十円にそれぞれ引上げられた。

七　新制中学校々舎の新増築に対し都市と町村との区別なく国庫補助及び資料裏付方要望（十月十五日）

八　政府資金起債償還期限の延長並びに利率引下げ方緊急措置に関する要望（十二月十五日）
本件は右資金貸付につき一挙に利率二分高償還期限一、二年据置後五年に短縮した暴挙に対し、本資金の趣旨を説き運営上の合理化を指摘して期限据置共二十年程度利率大幅引下げ緊急措置を要望したものである。

九　衛生薬剤配給価格遡及改訂要望の件（十月二十五日）

一〇　食糧供出制度改善要望の件（十月二十六日）
参類の割当は参石ですること等

第四　要望書　陳情書等の添申　進達
一月より十二月に至る間　地方系統町村会　町村等より提出の左の如き陳情書　要望書等をそれぞれ本会の意見をも添申しそれ関係方面へ進達した。

一　市町村吏員共済施設に対する国庫補助増額要望
二　都営住宅に対し市町村税を賦課しうる様法律的措置方要望
三　二十三年度より供米割当額に関する要望
四　選挙人名簿條文改正方要望
五　吉野川地上り阻止対策実施要望
六　震災に伴う特定郵便局舎復旧助成陳情

一　町村配付税一覧表
二　昭和二十二年度分興税及び昭和二十三年度配付税（特別配布税を除く）につき、地方財政委員会の資料にもとづき、各都道府県を単位として、甲町村及び乙町村毎にその小計を算出したもの
三　昭和二十三年度国庫予算に対する各党修正案調
四　地方財政　税制改革　新財源等八項目に亘り調査す
五　大、二制の実施に伴う町村最少限度所要経費に関する調査
六　各都道府県数町村を対象とし、再度の調査をなす。
七　町村保有の預金　有価証券等の財政計数の調査
八　各都道府県市町村を対象として調査し、地方団体中央金庫設立等に用うる参考資料とす
九　全国各町村第二封鎖金額及びその預金先の調査
一〇　金融機関再建整備法による封鎖切捨にあたり有利取扱方要請のためにせんとす。
全国優良町村調
都道府県町村会の協力を得て簡単に最近の優良町村を調査し、百六十余町村を得た。
本調査は更に継続して、詳細なものを完成する予定である。
町村公営事業として適当なるもの、具体的調査
本調査は追つて結果発表の予定である
郷土社会教育（特に青少年教育）に関する意見　実例等の資料調査
町村における生活改善（特に冠婚葬祭の簡素化）に関する同上の調査

七　農業技術陣の強化整備要望
八　政府に対する不正手段による支払請求の防止に関する法律第三條の規定による誓約書は一万円未満の支払については、これを省略しうるよう要望した。
九　国税事務取扱に対し手数料を国庫より支出要望
一〇　南海地震後における海岸地帯一帯の沈下に対する復旧対策推進要望
十　町村史員恩給組合並に互助会に関する要望
十一　大三制実施に関する要望　米価の引上げに関する要望
十二　その他各道府県町村会統会及び評議員会の決議要望事項
十三　要望　質疑　懇会等に対する回答その他経過報告等
第五　地方自治法第百四十七條に所謂地方公共団体の長の「統轄し」の中には運輸事務及び警察事務を含むや否やに関する件
一　地方自治法施行後より提出された左記の要望、質疑懇会等に関し或は関係方面に折衝し、或は事情を調査し或は内容を検討した上、夫々回答乃至経過報告なしその一部は自治公論誌上に掲載した。
一　新制中学校建設の財源として分担金を徴収しうるやう否やに関する件
二　現住町村長と府県会議員との兼職期限に関する件
三　電気ガス税附加税徴収に関する打合せ
四　水利組合法の改正案に関する懇会の件
五　誘蛾燈の設置普及に対し国庫補助要望の件
六　入場税移管に関する要望の件

八　降ひょう対策につき陳情要望の件
九　戸籍謄本料増額要望の件
一〇　警察費（橋梁費　犯罪捜査費）の国庫負担に関する件
一一　村独立税として段別割創設要望、附山林解放の件
一二　町村食糧委員会長に関する件
一三　米の還元配給に対する要望の件
一四　薪炭丸公撤廃陳情の件
一五　教育委員会委員適格審査期間延長要望の件
一六　所得税徴収事務を町村事務とし一部を町村収入とする要望の件
一七　町村職員の動労及び生活必需物資特配要望の件
一八　指導農場廃止に伴う措置の件
一九　一割増産以外に対する助成金交付の件

第六　調査事項

一　町村事務に要する経費の負担区分の実状に関する調査

多年の懸案たる国費地方費の負担区分問題の根本的解決を図るため、昭和二十三年九月末日各都府県町村会長及び副会長管下の町村及び長野県上伊那郡赤穂町に対し「負担区分実状調査表」を送付して、調査の対象たる各経費毎に町村負担の実状につき回報を求めて（一次九月下旬前記赤穂町に於て現地調査を遂ぐ）調査の結果を要望書並に別表にまとめ、十一月下旬政務調査会の審議に附し、その横重審議を経て確定された「負担区分の合理的法制化の要望書」並びに別表を十二月下旬関係各方面に手交するとその写しを各都道府県町村会及び前記各町村に送付した。

二 食糧供出期限等の合理化に関する同上の調査
三 民生委員会運営合理化に関する同上の調査
四 物資の配給委員会と府県町村会長との関係に関する同上の調査
五 軍作農家の反当牧益率及び所得税賦課率に関する情況調査
六 地方町村会経営の自治講習会の現況調査
七 最近提出の意見書 要望書等

第一 税制審議会等の設置にあたり 地方税財政の合理的再改革を要望する意見書
本件は地方財政の窮乏と第一次改革の不徹底に鑑み地方財政の確立、財源の所与等に関する八項の重要事項の実施措置を要望したものである。

二 経済安定九原則に則る行政機構の整理刷新に関する要望の件
(一) 地方自治委員会の設置
(二) 中央官庁に於ける監督及び補助行政機構の徹底的整理排除
(三) 地方出先機関の徹底的整理
(四) 国土省(仮称)の設置
(五) 貿易行政機構の整備
(六) 食糧行政機構の整備
七 経済安定本部及び一般経済統制機構の簡乗合理化
(八) 社会保険庁乃至社会保障制度に関する機構の統合整備
(九) 各種委員会機構の再検討

三、町村起債につき裏付財金廃止の要望

預金部地方資金の融通順位と裏付財金とのリンク制を廃止すると共に資金の適期交付方要望

第一　地方税制改革運動の概要

その二　昭和二十四年における活動

本会においては、従来の懸案である地方財政の確立を期とし、
五月七日　政務調査会を開催。
町村財政の危機を救うためには、もはや、地方税制改革を要望する外ないことを認め、来朝のシャウプ調査団を始め関係方面に提出する要望の主眼点について審議し、結局(一)地方配付税の堅持、(二)酒消費税の二〇%程度の増徴、同程度の課率をもつ煙草消費税の創設、(三)入場税及娯楽飲食税の都道府県への委譲の三点を含む要望案を決定した。
五月八日　常任理事会を開催。
前日決定の要望案を審議し、第三点の入場税等の府県委譲の点を削除し、原案を修正決定した。
五月九日　理事会（都道府県町村会長会）を開催。
前日の修正案と原案を比較検討し、結局修正案を認め、「地方税制改革に関する要望」を最後的に決定した。
なお、同会議において本会内に「地方税制改革特別委員会」を設けることを決定し、委員として、会長、副会長の外に、白鳥、松本両常任理事、生方監事、柳田、加田両政務調査委員が就任した。
また、右要望書は、伊藤会長より早速内閣税制審議会に提出、本会の立場を明らかにした。
五月十七日　シャウプ調査団訪問

伴藤会長はじめ税制特別委員等総司令部にシャウプ税制調査団長等を訪問、約四十五分間会見、前記要望書及び関係資料を手交するとともに、実情を具陳し、地方財政確立のため、英断的改革を懇請した。

五月二十六日　本会税制特別委員会第一回会合開催
委員の外内閣税制審議会々長河野主計、平田主税両局長、荻田地方財政委員会事務局長、奥野同企画課長、小島政調顧問等出席、本会要望書を中心に国税、地方税全般について懇談した。

六月九日　同第二回会合を開催
委員の外内閣税制審議会委員、京都大学教授汐見三郎博士、大蔵省、平田主税局長、小島政調顧問等出席前回に引続き、地方配分税問題其の他につき懇談した。

六月十八日　内閣税制審議会小委員会中間報告に対する反対意見書の提出。同小委員会においては、一配分税、所得税、法人税の附加税、煙草消費税等に関して本会の要望に反する中間報告をなしたので、本会においては早速これに対する反対意見書を提出するとともに、伴藤会長は委員として強く反対を力説した。

六月二十三日　全国町村会大会の開催及び翌二十四日実行運動の展開
大会においては、他の当面の問題のうちにも、地方税制改革問題を大きく採りあげ、決議して、臨席の大蔵大臣その他政府当局に迫り、実行運動において配分税問題等について強く申入をなした。

六日二十五日　本会税制特別委員会第三回会合開催
大蔵省より両局長、鈴木連絡行政、萩田財政両部長、奥野財政課長、
小島政調顧問等出席、前回に引続き地方税の各種に及んで相当細かい点まで懇談を遂げた。
なお、当日は前記会議に入る前、本会委員において、参議院地方行政委員長岡本愛祐氏試案「地方
税制改革」を検討し、意見を決定した。
六日二十八日　内閣税制審議会における伊藤会長の中間報告案に対してなした反対意見に
この日、本会審議会においては、本会がさきの小委員会の中間報告案に対してなした反対意見に
も拘らず、本会の主張に反する「税正改正に関する中間報告」の報告がなされたので、伊藤会長は、
大に論ばくし、奮闘した。
六月三十日　総司令部経済科学局訪問。約三時間
伊藤会長は、総司令部経済科学局を訪問、地方財政課長ブラッドシヨウ課長等と会見、
に亘り、地方財政の実情を述べ、懇談した。
七月一日　本会税制特別委員会第四回会合の開催。
前回までの三回に及ぶ会合にて、大体論議も出つくし、ふれるべき問題点には、ふれ得たと思わ
れるので、今回は外部からの出席を求めず本会委員限りで会合することとし、先づ(一)前記六月二十八
日報告のあつ内閣税制審議会の中間報告案に対する本会の態度について協議し、ついで、(二)これと
も関連して前記前回まで三回の会合において懇談検討した諸問題を挙げ、これについて、今後に
処するまとめをつける検討をなした。

即ち。

(一) 内閣税審中間報告案に対しては、その各点につき検討を加え、これに対する反対乃至修正意見を決定した。

(二) 本会地方税制特別委員会において検討した諸問題の総括的検討については、別紙その一「地方税制改革に関する諸問題」（昭和二四、七、一、地方税制特別委員会）により、逐一検討を加え、一応別紙その二「全国町村会地方税制改革特別委員会審議報告」の結論に達した。

なお、伊藤会長は、この日午後内閣税制審議会に出席したが、当日報告された「税制改正に関する中間報告案」（昭和二四、七、一税制審議会）は二十八日の会議において、伊藤会長の強調した本会の主張に多くの点において同調するものであった。

七月四日　内閣税審会「税制改正に関する中間報告案」に対する修正案の提出。

前述の如く、税制審議会中間報告案は、一応本会の主張に同調するものであるが、本会としては、更に、別紙その三「税制改正に関する中間報告案」中「第二昭和二十五年度以降の措置五国税と地方税との調整に関する問題」「第三各税の問題五地方税」及び「第四税務行政上の問題二税務当局に存する問題(一)税務運営の非能率非化学性」についての修正案（二四、七、四）を同審議会に提出した。

七月十一日　内閣税制審議会に対し本会税制改革に関する要望の提出及び力説。

伊藤会長は午前中の理事会において決定の「税制改革に関する要望」（昭和二四、七、一一、全国町村会）（別紙その四）を午後開催の内閣税制審議会に提出、地方配付税、酒、揮発油消費税等につき、力説した。

七月十四日　内閣総理宛に報告された「税制改革に関する中間報告」（昭二四、七、一二税制審議会）にお

その二　昭和二十四年における活動

第一　地方税制改革運動の概要

五月七日　政務調査会を開催。

本会においては、シャウプ使節団の来朝を期とし、従来の懸案である地方財政の窮乏を打開するため地方税制の改革について左の如き活動をなした。

町村財政の危機を救うためには、もはや、地方税制改革を要望する外ないことを認め、来朝のシャウプ調査団を始め関係方面に提出する要望の主眼点について審議し、結局(一)地方配付税の堅持、(二)酒消費税の二〇名程度の増徴、同程度の課率をもつ煙草消費税の創設、(三)入場税及遊興飲食税の都道府県への委譲の三点を含む要望案を決定した。

五月八日　常任理事会を開催。

前日決定の要望案を審議し、第三点の入場税等の府県委譲の点を削除し、原案を修正決定した。

五月九日　理事会（都道府県町村会長会）を開催。

前日の修正案と原案を比較検討し、結局修正案を認め、「地方税制改革に関する要望」を最後的に決定した。

なお、同会議において本会内に「地方税制改革特別委員会」を設けることを決定し、委員として、会長、副会長の外に、白鳥、松本両常任理事、生方監事、柳田、加田両政務調査委員が就任した。

また、右要望書は、伊藤会長より早速内閣税制審議会に提出、本会の立場を明らかにした。

五月十七日　シャウプ調査団訪問

いて本会の主張認められる。

八月二日　政府及民自党主脳との懇談、要望。

四日十三日以来七月十一日まで十六回に亘り審議された内閣税制審議会において、伊藤会長により終始一貫、鋭刀に主張された本会の地方税改革に関する要望、特に地方配付税繰入率の堅持、酒消費税の増率、煙草消費税の新設等の根幹主張が、審議会が内閣総理大臣に宛てた中間報告書において認められるに至った。

伊藤会長は、その後も各方面に対し、前記税制改革に関する本全主張の実現に努力を続けたが、八月二日民自党本部において標記の幹部と懇談を遂げ、税制改革の実現、六、三制経費確保等につき強く要望した。

（剰紙　その一）

地方税制改革に関する諸問題

（昭二四、一、地方税制特別委員会）

一、地方配付税制度に関する問題
　(1) 地方配付税を町村の安定した財源たらしめるに必要な措置を講ずること。
　(2) 繰入率を如何にするか
　(3) 一定限度以上の収入ある地方団体からは配付税を減額する制度を設けるか
二、酒消費税の増徴と煙草消費税の創設の問題
三、国、都道府県、市及び町村との間の税種の配分の問題
　(1) 地租及び家屋税
　　(イ) 地租及家屋税を町村限りの独立税とすることの可否。
　　(ロ) 地租、家屋税の増徴の可否。
　（備考）農業所得税の基礎控除を引上げること。
　(2) 地租、家屋税の納期を二回に分けることの可否。
　(3) 家屋税の課税標準を家屋の収益価格にするか財産価格（元本価格）にするか。
　(4) 住民税を町村限りの独立税とすることの可否。
　(5) 営業税
　(6) 第二種事業税の軽減の問題

内の大

四　所得税に関する問題

(1)　農業所得税

(1)　基礎控除を引上げること。

（備考）　地租、家屋税を増徴すること。

(ロ)　基礎控除を世帯主以外の家族の勤労者についても認めること。

(ハ)　納期につき、現行の六月を七月に改めること。

(ニ)　必要経費の算定を適正にすること。

(2)　団体申告制度の創設の可否。

(3)　所得税調査委員　制度復活の可否。

（備考）　GHQの方針としては、納税者個人と税務署との間に、中間的機関の介在を認めない。また団体折衝も認めない方針である。

(4)　入場税及び遊興飲食税を国又は都道府県に移譲することの可否。

五　徴税の問題

(1)　先取特権について、国税と地方税を同順位とするよう、地方税法を改正すること。

(2)　納税組合を法的に認め、その育成を図る措置を講ずること。

(4)　国税徴収に要する経費の全額国庫負担

（別紙　その二）

一、地方配付税に関する事項

1　地方配付税の法定繰入率を少くとも三三・一四％に復するとともに、地方配付税を町村の安定した財源たらしめるために、地方団体固有の財源として、政府の一方的見解によって改正し得ざるよう制度上の保障を設定すること。

2　町村に対する配付率を増加すること。

3　財源措置上やむを得ず住民より徴した寄附金については、制限外課税と同様の取扱いをなし、「特別の事情」として、特別配付税の配付につき考慮すること。

二、地方税に関する事項

1　酒消費税の賦課率を引上げ、煙草消費税を地方独立税として創設すること。

理由

地方財政確立のために、地域的に偏しない普遍的収入をもたらす独立財源が必要である。

地方税負担過重の現状にかんがみ、直接に町村民の負担とならぬ新財源が必要である。

所得税及び法人税の減税に伴う地方配付税の減額に備えて、これを補充すべき新財源が必要である。

(イ)　地

(ロ)　山

(ハ)　あ

2　車

事業税及び同附加税の昭和二十四年度調定規定見込額は約五〇〇億円で現在の地方税中の最も有

外の六